

要について、簡単に御報告申し上げます。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(請願審査報告書) 別添参照

当市の基本計画における公園設備は、半径二百五十メートルとして計画し、その範囲からすれば、全市域が使用できるようになっているが、市としても熊川中央学供の関連で用地を物色したものの、諸事の事情で保留となっている。熊川神社も国の方針で正式な公園としては使用できず、当地区は既設の公園からも遠く、五日市線と青梅線との間にこのような公園がないということであり、交通量や子供の遊び場対策上、十分理解ができるものであるということから、本請願書は採択すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議願いまして、当委員会の報告とおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第二号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件

は委員会報告とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって請願第二号は、委員会

報告とおり採択と決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第八陳情第三号福生市都市計画による用途地

域の指定変更に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名がございましたので、陳情第三号に対する審査概要について、御報告をさせていただきます。

問題を総合的に検討する」という調査目的を掲げ、設置するとともに活動をしてまいったことは、皆様御承知のとおりであります。

以来、この調査目的が、果たして地方自治法第百十条第三項にいう「付議された特定の事件」といえるか否かの問題について、種々検討を重ねてまいったわけでございますが、いずれにいたしましても、現行の調査目的より明白にすべきであるということから、いわゆる基地交付金の関係とか、あるいは防衛施設周辺の生活環境の整備等について研究をするとともに、民生安定のため措置を講ずることを目的として、今後活動したらどうかということで、現行の調査目的をお手元にお配りいたしましたような調査目的に、この際、変更いたしたく本動議を提出した次第でございます。

何とぞ、皆様方の御理解を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げ、発言にかえさせていただきます。

○議長（小林菊三君） 以上で発言は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、動議のとおり変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって横田基地対策特別委員会の調査目的を変更することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務及び厚生の子委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（小林菊三君）
しめます。

日程第十一 特定事件の継続調査についてを議題とした

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。本件はお手元に御配付のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。
よつて本件特定事件は、閉会
中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)
暫時休憩いたします。

午前十一時二十分 休憩

午前十一時四十三分
開議

○議長(小林菊三君)
休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

新たに提出された議案二件を、本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。 よつて新たに提出された議案二件は、本日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)
追加日程第一議案第九十六号 西住宅地区周辺排水路

(推進、開削部その3) 工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第六十六号 西住宅地区周辺排水路(推進、開削部その3)工事請負契約について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

西住宅地区、周辺雨水排水水路建設事業につきましましては、前年度工事に引き続きまして、今回は市民体育館の前の木水産業土木事務所のところから、

中福生駐在所の前まで、延長約百七十五メートルを一部推進工事、一部開削工事によって施行しようとするものでございますが、本市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定によりまして、予定価格が九千万円以上の工事の請負契約は、議会の御議決をいただかなければならないことに相なっておりますので、本案を提出申し上げた次第でございます。契約の内容は本案記載のとおりでございます。二の契約の方法は、資料として末尾に添付申し上げました入札の結果を示す調書に記載のとおり、指名競争入札による契約、三の契約の金額は一億四千二百万円、五の契約の相手方は西武建設株式会社でございます。

御審議をいただきまして、原案とおり御可決、御確定あらんことをお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番(関 米吉君) 一、二点お尋ねいたしますが、この推進は何メートル、開削は何メートルであるのかということが一つ。それから、これで全延長は出るわけで

すけれども、五十五年三月三十一日までというふうになっております。よく工期ずれというものを承知で、いろいろな関係でこうやるんだという話を聞くんですが、この工期は確実に守られるものであるのか。絶対的にできるものであるのか。

○建設部長(浅見裕康君) 自席からお答え申し上げます。

まず延長の関係でございますけれども、開削部分が九十四・七メートル、推進部分が八十・五三メートルでございます。それから工期の関係でございますけれども、議会に御提案申し上げましたのも、そういった危惧がございましたので、できるだけ早く契約の御同意をいただきまして、工期内完成を目指してまいります。

現在時点におきます予定といたしましては、従来の実績を想定いたしまして考えますに、十分工期までに間に合うという確信を持っております。また、そのように指導、監督をしていくつもりでございます。

○十七番(関 米吉君) この工期に伴って交通の規制とかいうことについては、それほど市民に迷惑はかけないでできる形になるのか。特に開削はどこになるのか。それによってかなり影響があると思いますか、その点について。

○建設部長(浅見裕康君) 当然開削部分につきましては、開削期間、交通

じめということに相なります。それからハサメートル押します。推進の關係につき、
 ましては、一応迂回路を一本、区画街路を使ってやるという考えでありますが、
 いずれにしろ、マンホールが三カ所できます。そういったことで、幅員とのあるいは
 關係の期間、そういったものとの關係におきましては、一応ある程度不便をかけ
 るということにならざるを得ないというふうに考えておりますが、できるだけ警
 察と協議を踏まえまして、ある程度最小限に押さえるように努力していき
 たいと考えます。

○議長(小林菊三君)

以上で質疑を終ります。

○九番(小野沢久君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九十六号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は原案どおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第九十六号は、原案

どおり同意いたしました。

○議長（小林菊三君）

長（小林菊三君） 追加日程第二議案第九十七号 戦後強制抑留者の補償実現に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(十七番 関 米吉君 登壇)

○十七番(関米吉君)

七番(関 米吉君) お手元に御配付の戦後強制抑留者の補償実現に關する意見書の提案理由を申し上げます。

本意見書につきましては、先ほど請願第一号に關する審査報告で申し上げましたように、終戦後、ソ連によつて賠償にかゝる意味をもつ勞務の提供者として、強制的に遠い異國の地に抑留され、たとえようもない過酷な勞働を強いられ、望郷の念にかられながらも祖國の土を踏むことのできなかつた多くの犠牲者の遺族と、苦難を超えてようやく故國にたどりつくことのできた抑留者に対

し、過ぐる日の労苦に対し、国として公正な補償をなすとともに、肉身の者も墓参のかなぬ異郷に眠る犠牲者の墓参と遺骨送還を、早期に実現してほしいということを国に要求するため、本意見書を提出しようとするものであります。

よろしく御審議の上、全会一致御決定くださいますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって昭和五十四年第三回福生市議会定例会を閉会いたします。
午前十一時五十二分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

議員 小林 菊三
議員 村山 清
議員 原 敏子
議員 村野 氏男

写

福総庶発第七百二十九号

昭和五十四年九月十九日

福生市議会議長

小林 菊三 殿

福生市長 石川 常太郎 印

追加議案の送付について

昭和五十四年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第九十六号 西住宅地区周辺排水路（推進、開削部その3）工事請負契約

審査報告

議案審査報告書

一件

名

議案第八十八号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条

例

二 委員会付託月日

昭和五十四年九月十一日（第三回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日

昭和五十四年九月十二日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十四年九月十二日

厚生委員会

委員長 関

米 吉

福生市議会議長 小林 菊三 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第九十号 昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第三

号）（歳入及び歳出予算のうち総務委員会所管
分）

二 委員会付託月日 昭和五十四年九月十一日（第三回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和五十四年九月十二日 午後一時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十四年九月十二日

総務委員会

委員長 鈴木 藤次郎

福生市議会議長 小林 菊三 殿